

○国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表(一)の職務の級に属する職員等に準ずる
職員の取扱いについて

〔昭和46年10月20日〕
〔蔵理第4553号〕

改正 昭和48年 6月15日蔵理第2805号
同 52年 5月31日同 第2261号
同 54年 2月20日同 第 169号
同 57年 7月16日同 第2657号
同 61年 2月15日同 第 438号
平成 3年 5月20日同 第1886号
同 4年 5月15日同 第1967号
同 9年 2月26日同 第 706号
同 12年12月26日同 第4612号
同 13年 3月23日財理第1032号
同 13年 9月26日同 第3563号
同 16年11月 5日同 第3980号
同 18年 3月31日同 第1335号
同 18年12月26日同 第5084号
同 19年 8月31日同 第3489号
同 20年 3月31日同 第1428号
同 29年 3月31日同 第1180号
令和元 年 7月 5日同 第2378号

大蔵省理財局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙写しのとおり各省各庁官房長あて通達したから、了知されたい。

別 紙

国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表(一)の職務の級に属する職員等に準ずる
職員の取扱いについて

〔昭和46年10月20日〕
〔蔵理第4553号〕

大蔵省理財局長から各省各庁官房長宛

国家公務員宿舎関係法令等において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「給与法」という。）別表第十一の指定職俸給表及び別表第一のイの行政職俸給表（一）の適用を受ける職員以外の取扱いについては、別表 1（一般職）、別表 2（一般職 再任用職員）、別表 3（特別職）、別表 4（特別職 再任用職員）及び別表 5（一般職の任期付研究員）に対応する左欄の級等に準ずるものとして処理されたい。

また、別表 1 及び別表 3 に掲げられている 2 級以下の職員のうち、法令等で給与法第 19 条の 4（期末手当）及び第 19 条の 7（勤勉手当）に規定されている職務段階等に応じた加算措置がとられている職員又はこれに準じた加算措置がとられている職員については、3 級に属する職員に準ずるものとして処理されたい。

なお、別表 1 から別表 5 の適用を受ける職員以外の取扱いについては、次により処理されたい。

1. 事業特別会計所属職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）第 3 条の規定により採用される職員については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）第 2 条第 2 項の規定により、財務大臣に協議して定める相当する職務の級を準用することとし、2 級以下の職員で法令等により上記加算措置がとられている職員又はこれに準じた加算措置がとられている職員については、3 級に属する職員に準ずるものとする。
2. 独立行政法人所属職員については、国所属職員の取扱いに準じ当該法人を所管する各省各庁の長が定めた取扱いによる。

おつて、昭和 40 年 5 月 8 日付蔵国有第 928 号「国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表（一）の職務の等級に属する職員等に準ずる職員の取扱いについて」通達は、廃止する。

別表 1 (一般職)

級等	行政職 俸給表 (二)	専門 行政職 俸給表	税務職 俸給表	公安職 俸給表 (一)	公安職 俸給表 (二)	海事職 俸給表 (一)	海事職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	教育職 俸給表 (二)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)	福祉職 俸給表	専門 スタッフ職 俸給表
指定職															
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級		4級の5号俸 以上		5級の5号俸 以上	4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級の4号俸 以下 3級の29号俸 以上		5級の4号俸 以下	3級の5号俸 以上				2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級		3級の9号俸 から28号俸ま で	3級の29号俸 以上		3級の4号俸 以下	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級			2級の25号俸 以上	3級の25号俸 から28号俸ま で 2級の49号俸 以上	4級 3級の13号俸 以上	2級の13号俸 以上	6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級の8号俸 以下 2級の17号俸 から24号俸ま で	3級の17号俸 から24号俸ま で 2級の41号俸 から48号俸ま で	3級の5号俸 から12号俸ま で	2級の9号俸 から12号俸ま で	5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級の5号俸 から16号俸ま で	3級の5号俸 から16号俸ま で 2級の37号俸 から40号俸ま で 1級の57号俸 以上	3級の4号俸 以下	2級の8号俸 以下 1級の25号俸 以上				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	2級の4号俸 以下 1級の25号俸 以上	3級の4号俸 以下 2級の25号俸 から36号俸ま で 1級の37号俸 から56号俸ま で	2級の25号俸 以上	1級の13号俸 から24号俸ま で	4級 3級の5号俸 以上	4級 3級の5号俸 以上	3級 2級の13号俸 以上	
2級以下	3級以下	1級	2級以下	3級以下	2級以下	2級以下	4級以下	1級の24号俸 以下	2級の24号俸 以下 1級の36号俸 以下	2級の24号俸 以下 1級	1級の12号俸 以下	3級の4号俸 以下 2級以下	3級の4号俸 以下 2級以下	2級の12号俸 以下	

別表 2 (一般職 再任用職員)

級等	行政職 俸給表 (二)	専 門 行政職 俸給表	税務職俸 給表	公安職俸 給表 (一)	公安職俸 給表 (二)	海事職俸 給表 (一)	海事職俸 給表 (二)	教育職俸 給表 (一)	教育職俸 給表 (二)	研究職俸 給表	医療職俸 給表 (一)	医療職俸 給表 (二)	医療職俸 給表 (三)	福祉職俸 給表	専 門 スタッフ職 俸 給 表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級					4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級		5級					2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級					3級	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級					4級		6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級	3級	3級		5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級	2級		2級				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	1級	1級	2級	1級	4級 3級	4級 3級	3級 2級	
2級 以下	3級 以下	1級	2級 以下	3級 以下	2級 以下	2級 以下	4級 以下			1級		2級 以下	2級 以下	1級	

別表 3 (特別職)

級等		秘書官	裁判官	検察官	国会職員					防衛省の職員			
					特別給料表	行政職 給料表 (一)	行政職 給料表 (二)	速記職 給料表	議院警察 職給料表	防衛省の職員			
										自衛官俸給表	自衛隊教官俸給表		
指定職	検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣官房副長官 内閣危機管理監 内閣官房副長官補 内閣広報官 内閣情報官 内閣総理大臣補佐官 副大臣 政務官 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員(国家公務員宿舎法第2条第2号に規定する職員に限る。) 上皇侍従長 皇嗣職大夫 式部官長 侍従次長 上皇侍従次長 皇室医務主管 宮務主管 侍従(指定職俸給表の準用を受ける者に限る。) 女官長 特命全権大使(在外公館の長を除く。) 特命全権公使(在外公館の長を除く。)	総理大臣秘書官 (指定職の職務に相当する職務の級として定められている場合に限る。)	高等裁判所長官 判事 簡易裁判所判事 4号以上	次長検事 検事長 検事1号から8号 副検事1号及び2号	各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	指定職					陸将・陸将補(一) 海将・海将補(一) 空将・空将補(一)		
10級						10級						陸将補(二) 海将補(二) 空将補(二)	
9級		9号俸から12号俸	判事補2号以上 簡易裁判所判事 5号から7号	検事9号及び10号 副検事3号から5号	各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事(以下「参事」という。)9号給から12号給	9級						1 陸佐(一) 1 海佐(一) 1 空佐(一)	
8級			判事補3号及び4号 簡易裁判所判事 8号及び9号	検事11号及び12号 副検事6号及び7号		8級						1 陸佐(二) 1 海佐(二) 1 空佐(二)	
7級		5号俸から8号俸	判事補5号及び6号 簡易裁判所判事 10号及び11号	検事13号及び14号 副検事8号及び9号	参事5号給から8号給	7級						1 陸佐(三) 1 海佐(三) 1 空佐(三)	2級
6級		3号俸及び4号俸		検事15号から16号 副検事10号及び11号	参事3号給及び4号給	6級		6級	6級			2 陸佐 2 海佐 2 空佐	1級49号俸以上
5級			判事補7号から9号 簡易裁判所判事 12号から14号	検事17号 副検事12号		5級		5級	5級			3 陸佐 3 海佐 3 空佐	1級41号俸から48号俸まで
4級		2号俸	判事補10号から12号 簡易裁判所判事 15号から17号	検事18号 副検事13号	参事2号給	4級	5級	4級	4級			1 陸尉29号俸以上 1 海尉29号俸以上 1 空尉29号俸以上	1級37号俸から40号俸まで
3級		1号俸		検事19号及び20号 副検事14号から16号	参事1号給	3級	4級	3級	3級			1 陸尉28号俸以下・2 陸尉・3 陸尉69号俸以上・准陸尉105号俸以上・陸曹長105号俸以上 1 海尉28号俸以下・2 海尉・3 海尉69号俸以上・准海尉105号俸以上・海曹長105号俸以上 1 空尉28号俸以下・2 空尉・3 空尉69号俸以上・准空尉105号俸以上・空曹長105号俸以上	1級25号俸から36号俸まで
2級以下				副検事17号		2級以下	3級以下	2級以下	2級以下			3 陸尉68号俸以下・准陸尉104号俸以下・陸曹長104号俸以下・1 陸曹以下 3 海尉68号俸以下・准海尉104号俸以下・海曹長104号俸以下・1 海曹以下 3 空尉68号俸以下・准空尉104号俸以下・空曹長104号俸以下・1 空曹以下 幹部候補生	1級24号俸以下

(注) 1 国家公務員宿舎法第10条に規定する職員のうち、公邸に入居していない職員については指定職に相当する職にあるものとみなす。

2 「国会職員」欄中「行政職給料表(一)」における「指定職」とは、国会職員の給与等に関する規程(昭和22年10月16日両院議長決定)別表第二の指定職給料表の適用を受ける職員の占める職をいう。

別表 4 (特別職 再任用職員)

級等	国会職員				防衛省の職員	
	行政職 給料表 (一)	行政職 給料表 (二)	速記職 給料表	議院警察 職給料表	自衛官俸給表	自衛隊 教官 俸給表
指定職						
10級	10級				陸将補(二) 海将補(二) 空将補(二)	
9級	9級				1陸佐(一) 1海佐(一) 1空佐(一)	
8級	8級				1陸佐(二) 1海佐(二) 1空佐(二)	
7級	7級				1陸佐(三) 1海佐(三) 1空佐(三)	2級
6級	6級		6級	6級	2陸佐 2海佐 2空佐	
5級	5級		5級	5級	3陸佐 3海佐 3空佐	
4級	4級	5級	4級	4級		1級
3級	3級	4級	3級	3級	1陸尉・2陸尉 1海尉・2海尉 1空尉・2空尉	
2級以下	2級以下	3級以下	2級以下	2級以下	3陸尉以下 3海尉以下 3空尉以下	

別表 5 (一般職の任期付研究員)

級等	第一号任期付研究員	第二号任期付研究員
指定職		
10級		
9級	6号俸	
8級	5号俸	
7級	4号俸	
6級	3号俸	
5級	2号俸	
4級	1号俸	
3級		1号俸から3号俸
2級以下		